

## 会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成25年12月4日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

## 平成25年第4回牛久市議会定例会

### 議事日程第5号

平成25年12月4日(水) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 79号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第 80号 牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 81号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 82号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 83号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 84号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 85号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 86号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 87号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 88号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 89号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第 90号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第 91号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第 92号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第 93号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

- 日程第16. 議案第 94号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第 95号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第 96号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第 97号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20. 議案第 98号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21. 議案第 99号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22. 議案第100号 牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23. 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24. 議案第102号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25. 議案第103号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26. 議案第104号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27. 議案第105号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28. 議案第106号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29. 議案第107号 物品購入契約の締結について
- 日程第30. 議案第108号 財産の無償譲渡について
- 日程第31. 意見書案第4号 衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について
- 日程第32. 意見書案第5号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について
- 日程第33. 意見書案第6号 「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第34. 意見書案第7号 2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について
- 日程第35. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

意見書案第4号ないし意見書案第7号の4件が追加されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第79号ないし日程第30、議案第108号の30件を一括議題といたします。



議案第 79号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 81号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 82号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 83号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 84号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議案第 92号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第102号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第103号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第104号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第106号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 物品購入契約の締結について
- 議案第108号 財産の無償譲渡について

○議長（山越 守君） これより議案第79号ないし議案第108号の30件について順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第79号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第80号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第80号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第81号についての質疑を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 改めまして、おはようございます。

議案第81号について質疑を行います。

今回の消費税3%アップ、つまり8%になるということでの各いろいろな条例の改正が出ているんですが、今回この81号では、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例なんです。細かなことで、この自転車の駐車場、その自転車の1カ月、3カ月、6カ月とありますけれども、この中で簡単にちょっと計算をしましたら、1カ月については3.3%、そして3カ月については3%、6カ月については2.9%ということで、ちょっと多少3%を超える、それからまた足りないというものもありました。この辺の計算の相当の分について、細かなことですが伺いたいと思います。

それと、今回条例改正がこういうことで何本も出ているわけなんです。ちょっと確認の意味で、消費税法の関係で自治体が一般会計に係る業務として行う事業については、課税表示に対する消費税額と、控除することができる仕組みとなっているということがこの中には書いてあるんですが、その辺についての確認をしたいと思います。つまり、消費税率がこのように引き上がっても、丸々自治体のもうけではないということを確認したいと思います。その辺、よろしくをお願いします。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 今回の消費税の3%増に伴いまして、1カ月、3カ月、6カ月と個々に計算しておりますが、基本的な考え方としましては、原則10円未満を切り上げたと、10円でまとめたということで、そこに差異が出てきたということでございます。

○20番（遠藤憲子君） 消費税が引き上がったことによる自治体の丸々のもうけではないということ、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 答弁をお願いします。建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 丸々のもうけということにはならないと思うんですが、ただ、歳入がふえますけれども、歳出もふえてしまうわけですから、そういうことで丸々のもうけということにはならないと考えております。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 私は今ちょっと簡単に例を申し上げましたけれども、相当分ということで、3%の部分がこのように市民に負担が行くわけですね。そして、消費税法で確かにこのように結果的に納税額が発生しない仕組み、これが消費税法の中でうたわれているというの

は十分承知しています。

消費税がこう上がったとしても、多分電気代とか、そういう水光熱費、この分については消費税が改定されるわけですね。そういうことで自治体の持ち出しがふえる、そういうようなことも十分考えるということなんですね。ですから、この消費税が改正される、相当やっばり市民に大きな、たとえ10円であったとしても、10円単位を引き上げるということであったとしても、これは実質、市民にとっては大幅な値上げとなるということなんですが、その辺についての考え、再度伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問に関しまして、牛久市において、今回幾つかの消費税改正に伴っての使用料等の改正を行わせていただいておりますが、市全体として、消費税が上がることによって、各施設の歳出の部分、それは各施設ごとに全部調査をさせていただきました。

3%が上乘せされることによって、今回条例提案させていただいております施設の歳出の増額になる部分が3,999万円になります。約4,000万円の歳出が膨らんでしまうと。先ほどの御質問にもありました、電気料であったり、ガスであったり、水道料であったりという形で、個々の光熱水費が上がる、さらには消耗器材費が上がってしまうということの計算をさせていただくと、牛久市として今回条例改正における施設においては、約4,000万円からの歳出増になるというところでございます。

それを、今回それぞれ使用料、手数料と見直しをする中で、最低でも10円未満については切り上げをさせていただくということです。これは、別に上乘せをしているわけでもなんでもなくて、かかっている経費について、各施設の使用料として受益者負担という形で取らせていただくという内容も含めて、今回改正の案を出させていただいております。

これから全体的なところでございまして、今後におきましては改めて、逆に歳入、今回条例改正をさせていただいた歳入として膨らむ部分を積算したものが848万3,000円でございます。4,000万円の歳出増に対して、条例改正に伴う歳入増は約850万円というところでございます。これを逆に計算しますと、約3,100万円ですか、という形の歳出増になっているというところでございます。

こういったことも踏まえて、今後におきましては、全庁的な施設等の使用料・手数料の見直しの委員会等を設置しながら対応を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山越 守君） 以上で議案第81号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第82号についての質疑を許します。ございませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第82号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第83号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第83号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第84号についての質疑を許します。ございませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第84号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第85号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第85号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第86号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第86号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第87号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第87号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第88号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第88号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第89号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第89号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第90号についての質疑を許します。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第90号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第91号についての質疑を許します。ございませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり
- 議長（山越 守君） 以上で議案第91号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第92号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第92号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第93号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第93号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第94号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第94号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第95号についての質疑を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第95号について質問いたします。

今回、このように督促料に関する金額の条例改正だと思うんですが、郵便料50円が52円、53円になるということの情報が届いておりますが、なぜ50円が100円になるのか。この予算の根拠、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） それでは、私から、税関係でやっておりますので、私から答弁させていただきます。

まず、督促手数料といいますのは、実費を、督促を送った滞納者の方からいただいて処理していくというのが原則でございます。それで、今まで郵便料は50円でした。実際にいただいているのも50円ということで、実費としては郵便料だけの実費をいただいていたという形になっております。

しかし、それは過去改正をしてこなかったということもございしますが、近隣の調査を、この52円に郵便料金が上がるということで調査しました結果、近隣は100円なんです。実際に、では牛久市でどのぐらい実費として、人件費、はがき代、それから印刷、そういったものがかかっているのかを調べますと、電気料とかそういった細かいものは計算していないんですけども、72円という実費額が出ました。ということで、その72円、少なくとも負担していただこうと考えたんですが、そのほかに負担している部分もあるということで、受益者負担という考え方をとらせていただいて、近隣が100円ということでございますので、100円に上げさせていただいたということでございます。

これは、急に2倍になっているということでございましょうけれども、今までずっと値上げせずに頑張ってきたけれども、今回上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

今、部長の答弁から、近隣に合わせたということなのですが、その近隣というのはどういうところなのか伺います。

受益者負担という考え方、これは私どもにはちょっとなじまない考えなんですけれども、実際に実費負担ということで、今までの50円が52円になるならば、それは住民の方も納得できる。督促ということで、滞納しているということで、この督促イコール悪という考えがその中にあるのではないかなと、今答弁を聞きながら思いました。

そして、実際に計算をすれば72円だということならば、実費負担ということならば、なぜこの金額にできなかったのか。近隣に合わせたということだけではなく、その検討などを再度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） では、私から、まず近隣の状況ということでございますけれども、100円が、読み上げますと、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、つくば市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町がそれぞれ100円でございます。それと、50円のところ、守谷市、取手市が50円ということでございます。

それと、滞納イコール悪という話でございますけれども、そうは考えておりませんで、滞納なさる方はそれぞれ理由があろうかと思いますが、その滞納なさった方の費用を、通常といいますか、納期ごとに納税なさっている方と比べますと、その納税をきちんとなさっている方が滞納なさっている方の費用を負担するということのを避けたいということでございます。そういう意味合いで、その督促手数料ということで取らせていただいております。

以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第95号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第96号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第96号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第97号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第97号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第98号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第98号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第99号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第99号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第100号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第100号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第101号についての質疑を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、補正予算について2点質問させていただきます。

この議案については、各常任委員会に付託され慎重審議されると思いますが、所管ではない部分をお伺いしたいと思います。

28、29ページの教育費の保健体育費です。その保健体育総務費0109スポーツ教室を開催するというので、委託料、水泳教室業務費というのが上がってるんですけども、民間事業者に対して水泳教室の業務委託をするというように伺っておりますが、この目的と、どのように運用していくのかという点と、それから市内には幾つかの事業者があると思うんですけども、この辺、事業者間の意見聴取というか、その辺の状況についてはどのように行われたのかをお伺いいたします。

それから、その次の次のところの学校給食費の0101自校式学校給食を運営するというので、事業費が上がっておりますが、自校炊飯というように切りかわっていくと伺っておりますが、自校炊飯の現状と、それからこれからの予定とお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） スポーツ教室を開催するという事業でございますが、目的は、特に高齢者の健康づくりでございます。市内にありますタップスイミングクラブのプールを使いまして、高齢者、特に旧市街地、こちらのほうに高齢者が多いものですから、そちらの施設で健康づくりのためのスポーツ教室を開催するという目的でございます。

ほかの事業者といいますと、プールでございますか。こちらについては、別に話はしておりません。他の事業者の協議はしておりません。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 須藤議員の御質問、学校給食費の自校炊飯の件でございますが、こちらは、来年度4月1日から牛久第二中学校で自校炊飯を始める予定でおりますので、そちらの補正予算となります。

今後、3カ年計画等で随時その自校炊飯を進めていければと考えております。

○議長（山越 守君） 12番須藤京子君。

[12番須藤京子君登壇]

○12番（須藤京子君） それでは、スポーツ教室ですけれども、今高齢者の方を対象とした健康づくりということで、健康寿命を延ばそうという取り組みが牛久市では熱心にされているというその一環だと思いますけれども、民間事業者に委託ということになるわけで、他の事業者との協議というのはなかったということなんですけれども、同じような事業者がいらっしゃるわけで、この辺が、そちらのほうが大変事業としてはこういうものに協力するというようなことができる状況かどうか私は存じておりませんが、どこかに偏るということのないようお願いをしたいなと一つ思った点ですが、その点に関しての考えがあればお尋ねいたします。

それからあと、自校式ですけれども、今後3年計画で自校炊飯を推進していくということで、そうすると今の炊飯の提供というのはどういうふうになっていくのかということと、お米の納入、無洗米で対応していくと思うんですけれども、これも現在の納入業者が拡大していくと考えてよろしいのかお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） タップスイミングクラブとは、協議した結果、非常に協力的に対応していただきまして、現在、具体的な詰めを行っております。まだ全く始まっていない状況でございますので、まずタップスイミングで開催しまして、それを広げるかどうかは他の事業者等の意見も聞きながら、それは進めてまいります。とりあえず、タップを進めます。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 2度目の御質問にお答えいたします。

自校炊飯につきましては、今現在のところは、牛久第二中学校が来年度から行うということで、3カ年計画とはしておりますが、まだ詳細については、そういったものについてまだ検討しておりませんので、その業者、あるいは納入業者の件につきましても、今後検討してまいります。

○議長（山越 守君） ほかにございませんか。20番遠藤憲子君。

[20番遠藤憲子君登壇]

○20番（遠藤憲子君） それでは、28、29ページの0107の第一幼稚園の園舎を新築する、中根小学校の実施設計との振りかえだという市長の御説明がありました。

それでは、第一幼稚園の園舎の新築という事業、それがこれで少し先送りになったのかと思いますが、どの程度、やはり第一幼稚園につきましては、大変もとの位置からいろいろと二転三転して園舎がかわっております。ぜひ、公立のやっぱり幼稚園としては、存続というか、そういうようなことがやっぱり必要ではないかと思いますが、第一幼稚園の今後、新築をするというこの事業が先送りになるということは、今後についてどういうふうに市ではお考えになっているのか伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、第一幼稚園の園舎の件でございますが、今現在、中根小の児童数が大幅に伸びておりまして、今後も増加する予定でございます。来年度工事して、平成27年度には新校舎が必要となりますので、第一幼稚園につきましては、今現在の中根小学校敷地内のところで運営をしていく予定でございます。

今後につきましては、中根小の敷地を含め、また用地等も含め、今検討している段階でございますので、それらについては、また今後考えていきたいと思っております。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 今の御答弁で、今後については、中根小の敷地内での検討ということなんですが、現在、第一幼稚園の園舎は、ではそうするとそのまま現在のところを使用して、中根小学校の増築にあわせて園舎がかわるといふか、そういうような可能性があるのではないかと思うんですが、その辺について再度確認をしたいと思っております。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 再度の遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

第一幼稚園のそちらの園舎につきましては、今現在のところの場所で今後も運営していく一応予定でございます。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 27ページの防災対策費のところ、防災広場を整備するというところで、公有財産購入費1,250万円ということなんですが、平米、単価、それから場所等について、詳しくお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） こちらの防災広場につきましては、東みどり野の区民会館の脇の用地でございまして、土地開発基金で買ってございまして、ことしの9月25日に議会にも報告はさせていただきます。

平米単価は9,434円でございます。坪当たり3万1,132円となっております。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 今の答弁ですと、土地開発基金を使って既に購入をしていたということで、一般会計での振りかえということになるのかと理解しましたが、どのような経過でこの土地を購入されたのか。区民会館の脇ということなのですが、それから防災広場としてということですが、その日常的な活用方法も含めて伺います。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） こちらの土地につきましては、東みどり野行政区より、自治会用地の中で防災倉庫等も狭くなっていると、置き場所がないということがあったりして、要望がありました。そういう中で、補助を使うということもありましたが、防災広場として整備をして、通常は駐車場としても使えるようには整備していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 何点か確認をしたいと思います。

今の27ページの防災広場の話なんですが、これは定かではないんですが、一部聞いたところによりますと、東みどり野の老人会の中で、市長は福祉サロンみたいなものをつくるような話をしたと聞いているんですが、それはどうなのか。事実なのか、事実ではないのか、その点について確認をしたいと思います。

それと、29ページの先ほどの水泳教室の問題ですが、なぜ民間委託になるのか。高齢者の水泳教室ということなんだと思うんですが、計画ではなくて、これまでの経過からすると、ひたち野うしく小学校の温水プールが供用ということで使われるはずなんですが、そちらとの関係はどうなっているのか。ひたち野うしく小学校ではこれができないのかどうか、この点について確認をしたいと思います。

それと、牛久運動公園の野球場、スコアボードのことなんですが、スコアボードを上に乗せるということ。これはなぜ設計変更になるのかというのが、各種団体の要望ということなんで

すが、当初計画の中で、それらの団体の方の意見というのが全く反映されていないわけですね。私どもはこれまで何回か指摘しておりますけれども、牛久市の設計変更というのは非常に他市町村から比べて多いんですね。そういうところから比べて、当初の設計自体に十分市民の意見が反映されていない、利用者の意見が反映されていないという中でなったのではないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 私はさまざまな行政区へ行って、さまざまなことを言っておりますけれども、あそこにサロンをつくるとは言っていません。そういううわさをいろいろ、余り議場で確認する云々というほどのことではないのではないかと思いますけれどもね。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 水泳教室でございますが、ひたち野うしく小のプールにつきましては、子供、小学生、それから幼児でかなりいっぱいになっておりますし、すき間が結構ございません。そのために、高齢者が特に多いこちらの旧市街地の栄町にありますタップスイミングが、せっかくあるんだから使ったらいいだろうという考えのもとに交渉したわけでございます。

それから、野球場のスコアボードでございますが、バックスクリーンの上につくるという考えは当初からありましたが、バックスクリーンを先につくって、その後になってしまったので、その上に乗せられるかどうかちょっと不安があったということで、レフト側に持っていく計画がありました。

しかしながら、今回、設計を委託しました設計会社がいろいろと考えをめぐらせまして、可能であるということがわかりましたので、当初の計画のとおり、バックスクリーンの上につけるということに決まりました。

○議長（山越 守君） 2番利根川英雄君。

〔2番利根川英雄君登壇〕

○2番（利根川英雄君） 市長のうわさを議場でするなと言うんですが、それは事前に聞いていたもので、次長の答弁と違っていただけで確認をしたまです。違うなら違うで、それはもうそのとおりであるし、そういう答弁の仕方はないと私は指摘しておきたいと思います。

それで、水泳教室ですが、温水プール、そしてあそこに指導員等がおられて、それはそれなりにやっているんですが、もしこういう形になるならば、では詳しい年間の利用状況等を明確にしなければ、なぜ民間委託しなければならないのかという問題が明確にならないわけですよ。そのために、ひたち野うしく小学校のプールは温水プールであり、そしてまたバリアフリー化されていると。いろんな使い勝手がいいように、子供たちだけではなく、お年寄りも使え

るような形、障害を持っている方が使えるような形でつくったプールですから、それを利用できないからほかに民間委託するというのは、もう少し具体的にその資料を提出しなければ納得できないという点がありますので、その点を再度お尋ねいたします。

それと、今の野球場のスコアボードの話なんです、これは当初設計、そして要望等を考えて、信じられないですね、今の部長の答弁は。通常、なぜそういう形でやろうとしているのか、そして下におろしてやるということであれば、利用者の声も聞いて、それで納得してやったと思うんですが、それが途中になって可能だから載つけるなんて、そしてまたこういう形で設計変更で予算を増額するという、これは牛久市の当初設計の安易さというのは私どもも何回か指摘しておりますが、他の自治体から比べて非常に多いです、設計変更が。ですから、そういうことも含めて、事前にしっかりと調べて設計を組んでいく、住民要求も入れながらやっていかなければならない。多少なりとも高額になったとしても、後々直さなければならぬ問題というのを残さないというのが当然の設計だと思います。

現在の野球場を、これは私が議員になった当初、そのちょっと前に大野正雄さんが町長のときに用地購入をしたと。そのときからもう、正式な硬式の野球はできない球場だったんです。それで、その当時から何とかできないかという話も議会の中で取り上げてきました。話がまたちょっとずれますが、三中のそばにある弓道場、これについても、当初は普通のものをつくる予定だった。ところが、今余り使われているのかどうか定かではないんですが、せっかくつくるならば大会ができるようなものにする必要があるのではないかということで、当時そのような形にしていっていったという経緯もあります。後々お金を使うというのは、例えば1,000万円できたものが、2,000万円、3,000万円になっていくんですね。ですから、利用者の意見を十分聞きながら、そしてまずは設計変更は絶対しないという基本的な考え方を持たないからこういうことになると思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 今、利根川議員の発言がありましたけれども、いわゆるちゃんと意見を聞いてちゃんとやることで、でき上がった後、これはああすればよかった、こうすればよかったということのないようにという発言がありましたけれども、まさしくそのために今回予算を追加計上したわけでありませう。

担当が、当初1億2,000万円という枠内で大手メーカーを競わせて、近隣の電光掲示板、1億7,000万円だとか、2億円近い掲示板と比べても性能的にもすぐれて、それでいて1億2,000万円ですと追いつくという話の詰めをぐつとしてきたわけですね。そういう中で、いわゆる球場ができ上がっていく中で、牛久市の野球連盟との打ち合わせを基本にさまざまな意見を聞きながら設計をしてきたと聞いておりますが、最終的にその電光掲示板そのものについ

での仕様は固まったと。ところが、今度はそれを今のバックボードの脇に置くということになってきて、現実的に見た場合に、これでは見えなくなってしまうとか、おかしくなってしまう話が出てきて、高野連やらさまざまな方々も利用するのに、その脇ではしょうがないと、その上に載せられるものなら載せるべきだという話が出てきて、では載せられるのか、載せられないのかということで、構造上の問題やら新たに追加工事をすればできるとか、できないとかということがあって、当初の予算よりもふえてしまうんだけどもどうなんだということで、市長のところに来たんです。それで、話を聞いて、私は利根川議員とまさしく同じ思いで、後顧の憂いがないようにするには、ここで、議会でちゃんと説明をして、そして追加の予算をいただいて、今後あの野球場が、何であのときに上に載せなかったんだと、そのことでいつまでも、電光掲示板はいいものができたけれどもあんな場所にあったのではどうしようもないと言われることのないようにということで、あえて今回の追加の予算措置を承認したわけでございます。

そういう経緯があってということで、設計変更というのは、どんなに自分の家を当初建てる場合において、設計の方といろいろ詰めをしていっても、実際つくっていく過程の中で、いや、これはああすべきだ、これはこうすべきだということで、家一軒でさえ、いろんな変更が出てくるのが常であります、特に建物については。そういう意味で、今後メインになって利用する方々の意向というものもよく聞いてやるべきだろうと思っておりまして、今回は牛久市の野球連盟との密接な打ち合わせをしながら、結果的に設計変更したと。

そういう中であって、茨城県の高校野球連盟、それとあと首都大学の野球連盟とかさまざまな、筑波大学も入っているそうでございますが、そういう周りの連盟、野球のリーグ等においても、牛久であの野球場が完成すればぜひとも使いたいということで、もう軟式野球連盟ももちろん、本当に野球関係の方々がこの首都圏において非常に期待する野球場になってきているということを踏まえて、今回追加の補正をしたわけでございます。

まさしく利根川議員の言われるように、後顧の憂いがないようにということで、あえて決断したということを御説明したいと思います。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 水泳教室のことでございますが、ひたち野うしく小を使うべきだという御質問でございますが、確かにひたち野うしく小、開館当初はあいておりましたが、現在は子供の待ちが相当いるぐらいに盛況しておりまして、子供の教室で結構埋まっております。時間的にすき間がない状況になってきております。

そして、高齢者向けとなりますと、やっぱりひたち野地区ではなく、旧市街地でありますこちらの牛久市街地のほうが場所的にも通いやすいということもございまして、タップとちよっ

と話をした結果、日曜日なら使えるというような状況が出てきましたので、金額の交渉は今やっておるところでございますが、200万円全部使うことはないと思いますけれども、とりあえず1月からスタートしたいということで今準備を進めております。

○議長（山越 守君） では、自席で。

○22番（利根川英雄君） その話は分かっているのですが、だからどのように足りないのか、そこに入れることができないのか。単なる場所だけの問題ではなくて、ちゃんと明確に1週間の利用状況等を明確にして資料として出さなければ、何でタップでやらなければならないのかという理由がわからないんですよ。こちらに住んでいる人はタップのほうが近いからいいとかという話にしか聞こえないんですよ。だから、明確にその資料、1週間の利用状況、あと夜間も含めて、そのためにひたち野うしく小学校に莫大な金をかけて温水プールをつくったわけでしょう。さっきの話と同じですよ、野球場の話と。そのところを明確に資料を出してくれと言っているんです。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 資料は後日提案させていただきます。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。市長より特に発言を求められておりますので、これを許します。市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 先ほど、遠藤議員の質疑の中で、第一幼稚園の件についての質疑の中での質問がありまして、それに対して中澤次長のほうで、何か今後も第一幼稚園はあの場所ですのまま使うんだという答弁があったんですが、それは間違いです。そんなことは決めていません。そういう教育委員会内部で市長部局とのいつもいろいろ方針についてまだ詰めていないのに詰めたようなことを言ったりしているので、あえてここで、そのときと違うんじゃないかと言われるので、はっきり言っておきます。

要は、中根小学校におきまして、児童数の増加によって、当初は第一幼稚園を校庭外に用地を取得して、そこに移設すべきかどうかということの検討があつて、そこに新築する校舎の予算を計上したわけでございますが、検討していく中で、中根小の教室をふやすことを優先しないと間に合わないという問題が出てまいりまして、今回中根小の校舎の増築を優先して、そして一時的に第一幼稚園はそのまま置いておくと。ただ、今後何年かの間には、いわゆる牛久市の幼稚園のあり方そのものも根本的に変えると同時に、幼稚園の機能を持たせたこども園、そういう形をとらざるを得ないのかなという感じが今しておりますが、まだ決定しておりませんが、いわゆる中根小の校庭外に既存の今の第一幼稚園を移転するほかないだろうと今考えております。ですから、現状のまま第一幼稚園はそのまま今の場所で、今の形のまま存続することはないということだけ申し上げておきます。

それと同時に一言申し上げておきますが、牛久市内の私立の幼稚園におきましては、国において議論が、皆さん御存じのように、保育園・幼稚園の一本化ということが国でこの何年かさまざまに議論をし、いろんなことをしてきているわけですが、結局幼稚園の全国組織がそれを相入れないということで、幼児教育というものは、保育園と幼稚園という形で二分化されているということで一本化できないという状況があつて、総理府で何とかこう表面だけおつつけているというのが現状でありまして、そういう中であつて、現実の幼稚園の状況は、延長保育、それから早朝からの預かり、それをしない幼稚園は来年度4月の募集において大幅にいわゆる入園の希望者が激減している状況でございます。牛久市内の幼稚園というのが、定員を何とか満たしているのが2園と聞いておりまして、残りは定員割れでございます。その中であつて、いわゆる延長保育をしない、来年度4月以降それを予定していない幼稚園は大幅な定員割れの傾向が出てきているということございまして、既存の幼稚園のままでは難しいということがはっきり現実の中で出ているわけでございます。

そういう中であつて、牛久市立の第一、第二幼稚園というものを本来の幼児教育の一本化、そういうものとしてのこども園というものを考えた場合に、今2つの流れがあつて、幼稚園を母体としたこども園、それから保育園を母体としたこども園といういろいろな流れがございますが、どちらにしろ、幼児教育を差別することはとんでもないことだと思つておりまして、保育園だろうが、幼稚園だろうが、名前がどうであろうと、牛久の幼児教育はちゃんとした就学前の教育をきちんとすると、ちゃんとしたレベルのものはするということをはっきりさせる意味でも、今後保育園、幼稚園、そしてこども園のそれぞれの流れというものを、大きい流れがございますので、それを見据えた上でよく検討して、この1年くらいの間に方向性を決めたいと。どちらにしろ、建てかえをして新しい園舎に子供を入れるということは変わりはありませんが、今のままで維持するということは無理だということだけ申し上げておきます。

○議長（山越 守君） 議案第101号についてほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第101号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第102号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第102号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第103号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第103号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第104号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第104号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第105号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第105号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第106号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第106号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第107号についての質疑を許します。18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 申し上げるまでもなく、本議案は11日の最終日に購入の可否が判断される議案でございます。にもかかわらず、先月の11月22日に既に購入が決定していると判断できる新聞記事が掲載されておりました。どのような理由でこのような事態になったのか、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

購入のさも決まっているような新聞記事が掲載されたということでございますが、これについては、記者会見の中でこういう事業をやっていくというようなことを会見したものでございまして、うしくニュース等も含めまして公表したというものでございます。ですから、最終的にはこのバイオマスの製造機購入については議会の承認を得てからということになります。新聞記事については、もう既に契約が終わってはいないという、承認をさせていただくと。契約の仮契約はもう既に締結してございます。

以上です。

○議長（山越 守君） 18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 再質問をいたします。

新聞記事から判断する限り、部長の答弁のような仮契約が云々かんぬんということは一つも載っておりませんでした。そういう記者会見をされたのかどうか、確認の意味で再度お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 記者会見の中で、よってこういう計画の発表はしていますが、今回の議会においては、もう既に仮契約をしておりますので、契約の承認を、議会の承認を求

めるということでございます。

以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第107号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第108号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第108号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第31、意見書案第4号及び日程第32、意見書案第5号についてを一括議題といたします。



意見書案第4号 衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について

意見書案第5号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、意見書案第4号及び意見書案第5号につきまして、朗読をもって提案させていただきたいと思っております。

意見書案第4号、衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書（案）。

周知のように、消費税率は平成26年4月1日より現行の5%から8%に引き上げられるが、平成27年10月1日からはさらに10%に変更される公算が大である。

しかしながら、消費税には消費水準に応じて比例的に負担を求めることが可能であるという意味での公平性がある反面、高所得者と低所得者とは、所得に対する負担割合が逆進性的となるというマイナス要因があり、その対応策が大きな課題となっている。

ところで、消費税の標準税率が2桁である欧州諸国では、所得に対する負担割合の逆進性を緩和するという政策目的で、衣食住等の生活必需品を非課税扱いとするなどの軽減税率を導入している。

そこで、我が国においても、消費税率10%時に軽減税率の導入を目指すとの平成25年度与党税制改正大綱での趣旨を踏まえ、衣食住と生活必需品への軽減税率の導入を強く求める次第である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

並びに意見書案第5号、軽自動車税の据え置きを求める意見書（案）。

平成25年度の与党税制改正大綱によれば、消費税率が10%に上がる時点で自動車取得税が廃止されることになっているが、総務省はその代替財源として軽自動車税の値上げを検討している。

しかるに、軽自動車は、地域住民の足として大変に重要な機能を果たしており、維持費用等の面でも割安であることから、昨今では軽自動車への普通車からの乗りかえが顕著である。

ところで、平成26年4月1日から消費税が8%に値上げされるが、軽自動車の所有者は年金生活者やパート労働者が多く、仮に軽自動車税まで値上げされると、家計の負担の増大に加え、維持費用等が割安であるとの理由で好評な軽自動車からのユーザー離れも懸念され、結果として景気全体にマイナスの影響を及ぼしかねない。

そこで、国においては、ぜひとも軽自動車税の据え置きに努められるよう強く求める次第です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますが、ぜひ皆様、生活に密着した市民の切なる思いでありますので、御賛同願いますようによろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第4号及び意見書案第5号の2件について順次質疑を許します。

初めに、意見書案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第33、意見書案第6号についてを議題といたします。



意見書案第6号 「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、意見書案第6号について提案理由を述べたいと思います。

お手元に配付されております意見書（案）の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書（案）。

政府与党は、国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法案の今臨時国会中の成立を目指しています。同法案は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ防止の4分野の中から、行政機関

の長が特定秘密を指定し、漏えいした職員等に厳罰を科すというものです。特定秘密の指定は、行政の長に委ねられ、国民には何が秘密なのかも知らされません。自分が接した情報が特定秘密かどうかともわからないまま処罰され、行政の思いのままの情報操作が行われる危険性のあるものです。

特定秘密保護法案に、日本弁護士連合会初め、法曹界、学者、研究者、マスメディア、出版人、テレビキャスター、文化・芸能人、市民・労働など、広範な団体・個人が、「何が秘密かそれさえも秘密」、「国民の知る権利、取材、報道の自由が奪われ、基本的人権も踏みにじられる」、「国民主権が脅かされる」、「海外で戦争する国への危険性」等、同法案の危険性を指摘する反対声明を次々に発信しています。

法案の持つ問題点が明らかになる中で、特定秘密保護法案について、多くの世論調査で反対が賛成を上回り、毎日新聞（12日付）では、反対59%で、賛成29%を大きく上回っています。産経新聞とFNNが16日、17日に実施しました世論調査によると、「同法を今国会で成立させるべきだ」は12.8%にとどまっているのに対し、「慎重に審議すべきだ」は82.5%に上っています。

政府与党と一部野党による法案の修正協議によって合意されたとする内容も、特定秘密保護法案の根幹に触れるものではありません。11月7日衆議院本会議から始まった同法案の審議はまだ始まったばかりで、政府側の答弁もしばしば行き詰まる事態が続き、法案の中身の説明も審議も極めて不十分なものです。

どの世論調査を見ても国民の7割から8割が慎重審議を求める特定秘密保護法を、今臨時国会で成立させることなど到底認められるものではありません。

よって、特定秘密保護法案の慎重審議を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号の1件については、

常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。5番市川圭一君。

〔5番市川圭一君登壇〕

○5番（市川圭一君） 意見書案第6号について反対討論を行います。

特定秘密保護法案は、国は我が国の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿することが必要であるものについて的確に保護する体制を確立し、その漏えいの防止を図り、国及び国民の安全の確保に資することを目的として、特定秘密の保護に関する法律を制定しようとしているものです。

情報漏えいに関する脅威が高まっており、また外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われているため、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題です。また、新たに設置される予定の国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためにも、秘密保全に関する法制が整備されていることが重要です。

本法案が施行されることで、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。

以上等を踏まえ、反対意見とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、意見書案第6号、特定秘密保護法の慎重審議を求める意見書（案）について、賛成の立場から討論を行います。

政府は、10月15日に召集した第185回国会で、日本版NSCともいえるべき国家安全保障会議創設のための法案を提出するとともに、特定秘密保護法案を閣議決定し、十分な審議を尽くしたと言えないまま、自民・公明両党を初め、日本維新の会、みんなの党の修正協議を経て、10月26日衆議院で強行採決に及びました。現在、参議院で審議中ですが、今国会での成立を狙っています。

この特定秘密保護法案をめぐるのは、広範囲な情報が秘密とされる可能性があり、漏らした公務員だけではなく取得した側も処罰の対象となる、国民の知る権利が損なわれる、政府が不都合な情報を隠し、それを暴くことが罪になれば、国民が政府の本当の姿を知ることはできなくなるなどの問題が指摘され、民主主義の根幹を揺るがすものだとして、さまざまな分野の個人、団体が反対声明を公表しています。

この特定秘密保護法案に対するパブリックコメントでも、9月3日から15日間という極め

て短い期間だったにもかかわらず、9万480件という意見が寄せられ、そのうち77%が反対の立場からの意見だったと、内閣官房改革情報調査室が結果を公表しています。現在も、国会周辺を初め、各地で法案に反対する市民集会やデモが開かれています。

12月3日の朝日新聞には、国連の人権保護機関のトップ、ピレー人権高等弁務官が2日ジュネーブで記者会見した記事が掲載されています。それによれば、ピレー氏は、安倍政権が進める特定秘密保護法案について、何が秘密を構成するかなど、幾つかの懸念が十分明確になっていないと指摘し、日本国憲法や国際人権法で保障されている表現の自由や、情報アクセス権への適切な保護措置が必要だと認識を示した上で、国内外で懸念がある中で成立を急ぐべきではないと発言したことを伝えています。

このように、国民の7割から8割が反対の声を寄せ、国外でも同様に懸念する声広がっている特定秘密保護法案は、拙速に法案を成立させるのではなく、慎重なる審議をすべきと考えます。

あすにでも参議院で政府与党は、またもや強行採決をもくろんでいます。それをストップさせるのは、今をおいてほかありません。地方の声を国会に届けようではありませんか。議員の皆様方の良識を信じ、本意見書（案）の賛成討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、意見書案第6号、「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書に対する賛成討論をします。

この特定秘密保護法が非常に問題とされるのは、まず特定秘密の指定範囲、指定機関、そしてチェック機関とされています。一般的に国家として、軍事防衛や外交など秘密を守る法律が必要であると誰もが考えます。しかし、現行法でも秘密を守る法律は存在しております。にもかかわらず、この特定秘密保護法案を唐突に提出してきたのはなぜなのか。そして、国民にとってこの法がどのような影響をもたらすのか。

秘密の指定範囲については、大切な国民の知る権利や人権などが侵害されるおそれがあり、条項の中の特定有害活動はスパイ活動を指すとされているのですが、この特定秘密保護法案では条文の中に「その他」という文言が随所にあり、この「その他」とはどのような活動を指すのか、具体性に欠けているというのが特徴です。どうして、定義を意図的に曖昧にする必要があるのか、極めてさまざまな懸念が生じる結果となります。

テロの定義は、人の殺傷や施設の破壊だけではなく、政治上、その他の主義主張に基づき、

国家もしくは他人にこれを強要する活動も含まれると表現されていると日弁連も解釈ができるということで、政治的主張を声高に証明する脱原発のデモ行為もテロとされる危険性があります。また、政権や外交当局に都合の悪い情報などは抑え、知る権利も封じることで世論を一定の方向に誘導することも可能となることなど、余りに副作用を多く内在した法案であると考えられます。

一番心配なのは、集団的自衛権と秘密保護法の抱き合わせによって、いつの間にか子供が、あるいは孫たちが戦場へと送られることも危惧され、過日安倍首相が、地球の裏側までアメリカの連合軍と一緒にやって行って闘うと明言していることもあり、そういう中で、現在多くの法曹界やマスコミの人たち、大学の教授、そしてノーベル賞受賞者などもこぞってこの特定秘密保護法案に大変危険性があるとして、慎重審議に向け行動を起こしております。小金井市議会は慎重審議を求め、また国立市議会では定義と範囲が極めて曖昧として、意見書が既に採択されました。

牛久市議会の皆さん、この特定秘密保護法が議決され、後に不合理性が出たときには遅いのです。こんなはずではなかったといっても、悪法であっても、法は法なり、守らなければならないことは言うまでもありません。市民を守ることができるのも、国に対し意見書を出せるのも議員です。どうぞ、皆さんの御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 意見書案第6号、「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書（案）に対する賛成討論をします。

6日の臨時国会会期末を控え、特定秘密保護法案の審議は緊迫しています。安倍政権は成立を強行する構えですが、あと2日、参議院安全保障特別委員会で審議が進められていますが、これまで国民がよくわからなかった問題などが次々に明らかにされてきています。

1つには、特定秘密の指定の4分野の1つ、適正評価という、身辺調査による人権じゅうりんで、プライバシーが丸裸にされることがわかりました。法案は、秘密を扱う者が漏えいしないか、飲酒についての節度、信用問題、経済的な状況、精神疾患など、立ち入った項目を調査することです。

共産党の仁比議員の質問に対し、森担当相は、「家族等に外国籍の者がいる場合は、外国の情報機関等が情報を働きかける可能性も否定できない」と述べ、4項目の調査にとどまらない可能性を示唆しています。

また、維新の会の清水議員の質問に対し、小野寺防衛相は、秘密保護法で身辺調査の対象となる軍需産業の役員、社員の数は現時点で3,300人いることがわかりました。このような人たちも対象になるわけです。

法曹界、ジャーナリストなど、立場の違いを超えて法案反対の声が急速に広がっていますが、秘密保護法に反対する医師会も発足しました。「法案は憲法の定める基本的人権と平和を脅かすものであり、命の最前線で仕事をしている私たち医師は、これを見過ごすことはできません」と訴えています。医師が特定秘密の取り扱い者になった場合に、日常診療で知る患者の病歴、薬物歴、精神疾患歴、家族歴などのプライバシーを国に強制的に提供させられることになる危険を指摘し、反対をしています。

さらに、自民党の石破幹事長が、秘密保護法に反対する市民のデモをテロ行為とブログで批判したことに怒りと不安が広がっています。市民のデモもテロ扱いにする、弾圧立法としての秘密保護法案の根幹にもかかわる重大問題です。石破氏は、その後一部を取り消しましたが、発言そのものは撤回していません。石破氏が読み取ったとおり、条文に沿った解釈が成り立てば、テロ防止を名目に警察は堂々と市民活動を取り締まり、その監視実態を秘密にすることになります。そのような社会が表現の自由を保障した憲法と相入れないことは明らかです。

国会前に反対・批判の声が集まるのは、国民の基本的人権にかかわる法案にもかかわらず、政府・与党が世論を顧みることなく、残りわずか2日の会期で強行成立させる姿勢を崩していないからです。その声に耳を傾けるどころか、与党最高幹部が犯罪と同一視する石破発言は、それ自体が民主主義と相入れないものです。

衆議院の段階で修正合意した党も含めて、野党7党の書記長・幹事長は、2日、会談し、石破氏の暴言に抗議し、秘密保護法案の慎重審議を要求することで一致しました。市民の憲法に基づいた民主的な生活を守り、募る国民の不安を取り除くためにも、石破氏の暴言に抗議し、秘密保護法案の慎重審議を求める意見書採択に対する賛成討論といたします。皆さんの賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 意見書案第6号に対して賛成討論を行います。

私は、2つの理由で賛成いたします。

第1の理由は、この法案というものが全く憲法に違反する立法である、そのような理由からであります。同僚議員からの指摘にもありましたように、この法律というものは、基本的な人

権を侵すさまざまな危険性を保有しております。日本の憲法というものは、かつての軍国主義国家の戦争政策によって、日本、あるいはアジアの人々に対する重大な被害を与えた経験から生まれたものであります。それによって、主権在民、そして平和主義、そして基本的人権というものが精神として根幹に定められた、これが今の日本国憲法であります。この憲法に違反する、まさにこの特定秘密保護法案というものがそのものにほかならないということが、1つの理由であります。

そして、もう一つは、この法案に反対するかしないかの問題とは別に、慎重審議をすべきではないかという問題があります。この意見書の中にも述べられておりますように、国民の大多数がこの法案に対して、拙速な採決というものを避けるべきである、このように主張しているにもかかわらず、これをなぜこの現在の国会において拙速に採決しなければならないのか。このことは、国民の意思に全く反するものであります。

今回の意見書が、その意味で反対・賛成の問題よりも、まず慎重審議ということを訴えていることは極めて時宜にかなったものである、そして内容に対する正しい態度である、このように考えます。

以上の理由から、この意見書（案）に対して賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第6号の1件について採決いたします。

意見書案第6号、「特定秘密保護法案」の慎重審議を求める意見書の提出について、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決とすることに決しました。

次に、日程第34、意見書案第7号についてを議題といたします。



意見書案第7号 2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 意見書案第7号、2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書（案）、朗読をもって提案とさせていただきます。

昨年8月、国民の反対を押し切って、税と社会保障の一体改革の名によって、2014年4月に8%、2015年10月に10%への消費税引き上げが決められました。安倍内閣は、10月1日の閣議で来年4月からの消費税引き上げの方針を決めました。さらに、10%引き上げ段階での軽減税率導入について、与党は年内に結論を出す方針でしたが、まとまらない状況にあると報道されています。

アベノミクスによって、急激な円安により輸出産業を中心に大企業の収益が回復しています。しかし、働く人々の賃金や下請単価は上がりず、一方で、光熱費、食料品、ガソリンなど、物価だけが上昇し、国民は生活防衛で消費を減らざるを得ません。

各種世論調査で、2014年4月に予定している消費税率5%から8%への引き上げについては、「予定どおり実施すべき」という意見は2割程度しかなく、「行うべきではない」、「先送りすべきだ」という意見が7割と、国民の多数が増税に反対しています。

政府の試算では、消費税が10%になると、年収500万円のサラリーマン世帯で年間11.5万円、社会保障の負担増なども合わせると年間31万円の負担増と見込まれています。

また、企業経営にも大打撃となり、7割の企業が業績への悪影響があるとしています（帝国データバンク調査）。売上高1,000万円から1,500万円の小規模事業者の71%、1億円から2億円の事業者でも50%に達し（日本商工会議所などの調査）、増税分を価格に転嫁できないとしています。

1977年、消費税を5%に引き上げたとき、働く人の年収はふえていましたが、その後日本経済は深刻な不況に陥り、経済成長の停滞をもたらしました。今、働く人の年収はこの4年間でだけでも21万円も減っており、そこに消費税増税で13.5兆円、社会保障の負担増も含めて20兆円もの負担増を行えば、国民生活や中小企業の経営は一層深刻になることは明らかです。また、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受け、税収がふえるどころか、国や自治体の財政をさらなる危機に追い込むことは明白です。

よって、国及び政府においては、このような時期に消費税の増税を行うべきではなく、2014年4月の増税実施を中止することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第7号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

これまで議題となっております議案第79号ないし議案第108号の30件、意見書案第4号、意見書案第5号及び意見書案第7号の3件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管委員会へ付託いたします。

---

平成25年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

- 議案第 79号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第108号 財産の無償譲渡について
- 意見書案第4号 衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について
- 意見書案第5号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について
- 意見書案第7号 2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について

◎教育民生常任委員会

- 議案第 80号 牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

- 議案第 93号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第102号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第106号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

◎産業建設常任委員会

- 議案第 81号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第103号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第104号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 物品購入契約の締結について

第 1 条 第 1 表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
1 市 税	1 市 税	1 個人		
	2 固定資産税	1 固定資産税		
12 分担金及び負担金	1 負担金		1 民生費負担金	
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金	
	2 国庫補助金	8 消防費国庫補助金	1 民生費国庫補助金	2 衛生費国庫補助金
15 県支出金	1 県負担金		2 民生費県負担金	
	2 県補助金		1 民生費県補助金	3 農林水産業費県補助金
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		

第 1 条 第 1 表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (目) 1. 議会費 (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 (目) 3. 広報広聴費 (目) 6. 財産管理費 (目) 9. 電子計算費 (目) 10. 自治振興費 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 4. 防災対策費 (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 1. 元金 (目) 2. 利子 各款における人件費に関する事項	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 1. 社会福祉総務費 (目) 3. 介護保険費 (目) 7. 自立支援給付費 (目) 12. 国民健康保険事業費 (目) 14. 後期高齢者医療給付費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 (目) 2. 児童措置費 (目) 3. 保育園費 (項) 3. 生活保護費 (目) 1. 生活保護総務費 (款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 (目) 3. 学校建設費 (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 (目) 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費 (目) 3. 図書館費 (項) 6. 保健体育費 (目) 1. 保健体育総務費 (目) 2. 体育施設費 (目) 3. 学校給食費	(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 (款) 6. 農林水産費 (項) 1. 農業費 (目) 5. 農地費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費 (款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 2. 道路維持費 (項) 4. 都市計画費 (目) 3. 公共下水道費 (目) 4. 公園費

第 2 条 第 2 表 繰越明許費 総務常任委員会

第 3 条 第 3 表 債務負担行為補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

○議長(山越 守君) つきましては、各委員会において受託案件を審査終了の上、12月11日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第35、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長(山越 守君) お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、あす5日から10日までの6日間は休会といたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、あす5日から10日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時43分散会